

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ・ みえ森と緑の県民税条例                  | 1  |
| ・ みえ森と緑の県民税基金条例                | 2  |
| ・ みえ森と緑の県民税評価委員会条例             | 3  |
| ・ みえ森と緑の県民税評価委員会の開催に関する取扱い     | 4  |
| ・ 第2期制度 最終案                    | 5  |
| ・ 第2期制度 市町交付金事業の概要             | 16 |
| ・ 第3期制度                        | 18 |
| ・ 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方 | 37 |
| ・ 令和6年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会議事録    | 44 |

# みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日  
三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

# みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日  
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

# みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日  
三重県条例 第七十九号

## (設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

## (組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

## (委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

## (会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

## (委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## みえ森と緑の県民税評価委員会の開催に関する取扱い

みどり共生推進課

(趣旨)

第1条 社会的情勢等により、委員がみえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）に出席できない場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(書面による審議)

第2条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、委員長が認めた場合は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第六条の規定による議決権を書面（電磁的記録によるものを含む。）により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は、委員会に出席したものとみなす。

(ウェブ会議システム等の利用による会議の開催等)

第3条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で委員会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって委員会の会議に出席したものとみなすものとする。

(雑則)

第4条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則 この要領は令和3年2月8日から施行する。

## みえ森と緑の県民税（制度最終案）について

平成 30 年 8 月 24 日

### 1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

### 2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m<sup>3</sup> の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があり、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

### 3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

#### (1) 5つの対策ごとの事業実績

| 基本方針                | 対策区分               | 県の<br>事業実績<br>(千円) | 市町の<br>事業実績<br>(千円) | 計<br>(千円) | 割合<br>(%) |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|-----------|-----------|
| 1. 災害に強い森林づくり       | 1. 土砂や流木を出さない森林づくり | 2,380,162          | 47,515              | 2,427,677 | 49        |
|                     | 2. 暮らしに身近な森林づくり    | -                  | 627,411             | 627,411   | 13        |
| 2. 県民全体で森林を支える社会づくり | 3. 森を育む人づくり        | 114,241            | 452,418             | 566,660   | 11        |
|                     | 4. 木の薫る空間づくり       | -                  | 1,153,122           | 1,153,122 | 23        |
|                     | 5. 地域の身近な水や緑の環境づくり | -                  | 208,768             | 208,768   | 4         |
| 計                   |                    | 2,494,404          | 2,489,235           | 4,983,639 | 100       |

※事業費については、平成26~30年度の実績および見込を合算。

#### (2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26~28年度）

##### （対策1：土砂や流木を出さない森林づくり）

##### 〔取組状況〕

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

##### 〔課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

## (対策2：暮らしに身近な森林づくり)

### [取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病虫害被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

### [課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

## (対策3：森を育む人づくり)

### [取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

### [課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

## (対策4：木の薫る空間づくり)

### [取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。



19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

#### [課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

#### (対策 5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

#### [取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で 23 事業、合計 61,755 千円の事業を実施しました。

#### [課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

#### (3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

#### [課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

## 4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

## 5. 平成 31～35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

### (1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

### (2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成 30 年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

### (3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2つの基本方針と 5つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

## 6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

### (1) 主な事業

#### ①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

| 対策                      | 対策の基本的な考え方  | 想定事業の例  |
|-------------------------|---|---|
| 1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり | 土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。 | <p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備<br/>溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備<br/>山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去<br/>治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備<br/>事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策<br/>ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p> |
| 2. 暮らしに身近な森林づくり         | 生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。                                 | <p>① 荒廃した里山や竹林の再生<br/>放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林の整備<br/>人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備<br/>水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用<br/>里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸線の整備<br/>防潮・防風・飛砂防止等、海岸線造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>   |

## ②. 基本方針 2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

| 対策                 | 対策の基本的な考え方  | 想定事業の例   |
|--------------------|---|--|
| 3. 森を育む人づくり        | <p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>                                      | <p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成<br/>「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成<br/>「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林環境教育・木育の実施<br/>学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p> |
| 4. 森と人をつなぐ学びの場づくり  | <p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>   | <p>① 森林環境教育・木育が行える場の整備<br/>子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林とふれあう場の創出<br/>都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>  |
| 5. 地域の身近な水や緑の環境づくり | <p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海をつなぐ意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な水や緑の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p> | <p>① 森林の総合利用のための整備<br/>森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全<br/>森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援<br/>住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>  |

## (2) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

| 基本方針                             | 対 策                     | 5 年間で想定される事業費<br>(億円) | 割合<br>(%) |
|----------------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 災害に強い森林づくり                    | 1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり | 31.4                  | 61        |
|                                  | 2. 暮らしに身近な森林づくり         | 8.4                   | 16        |
|                                  | 小 計                     | 39.8                  | 77        |
| 2. 県民全体で森林を支える社会づくり              | 3. 森を育む人づくり             | 4.2                   | 8         |
|                                  | 4. 森と人をつなぐ学びの場づくり       | 2.9                   | 6         |
|                                  | 5. 地域の身近な水や緑の環境づくり      | 4.4                   | 9         |
|                                  | 小 計                     | 11.5                  | 23        |
| 共通経費（事業構築支援、災害対応基金の積立、評価委員会の運営等） |                         | 2.7                   |           |
| 合 計                              |                         | 54.0                  |           |

### <5 年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

## (3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

### ①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

### ②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

|    |   |
|----|---|
| 県  | 基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。 |
| 市町 | 地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。   |

### ③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5:5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

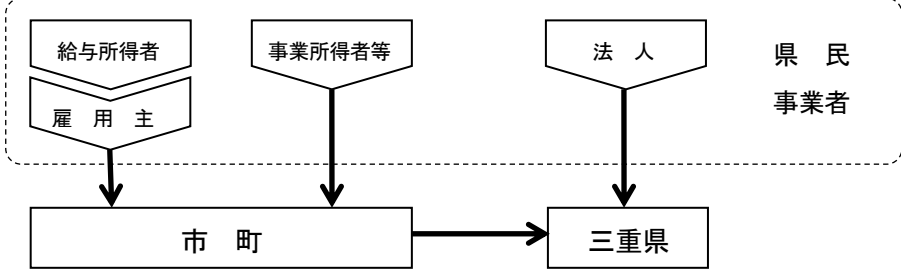
|     |  |
|-----|--|
| 基本枠 | 均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。 |
| 連携枠 | 面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。                            |
| 加算枠 | 森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。                       |

## 7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求めるという性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

|        |   |
|--------|---|
| 課税方式   | 県民税均等割の超過課税   |
| 納税義務者  | <p>【個人】&lt;納税義務者数約90万人&gt;<br/>1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方<br/>ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方<br/>② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方<br/>③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】&lt;約3万5千法人&gt;<br/>県内に事務所、事業所等を有している法人</p> |
| 税率（年額） | 【個人】1,000円  |

|                    | <p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額 (2,000~80,000 円)<br/>(現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1" data-bbox="544 286 1307 600"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分<br/>(資本金等の額の区分)</th> <th>税 率<br/>(年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超</td> <td>～ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>～ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>～ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td></td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】<br/>必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税割割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p> | 区 分<br>(資本金等の額の区分) |     | 税 率<br>(年 額) |           | 1 千万円以下 | 2,000 円   | 1 千万円超 | ～ 1 億円以下   | 5,000 円 | 1 億円超 | ～ 10 億円以下 | 13,000 円 | 10 億円超 | ～ 50 億円以下 | 54,000 円 | 50 億円超 |  | 80,000 円 |
|--------------------|--|--------------------|-----|--------------|-----------|---------|-----------|--------|------------|---------|-------|-----------|----------|--------|-----------|----------|--------|--|----------|
| 区 分<br>(資本金等の額の区分) |  | 税 率<br>(年 額)       |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
|                    | 1 千万円以下  | 2,000 円            |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 1 千万円超             | ～ 1 億円以下   | 5,000 円            |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 1 億円超              | ～ 10 億円以下  | 13,000 円           |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 10 億円超             | ～ 50 億円以下  | 54,000 円           |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 50 億円超             |  | 80,000 円           |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| <p>税込規模</p>        | <table border="1" data-bbox="427 792 847 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 0 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 8 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 億 8 千万円</td> </tr> </tbody> </table>  |                    | 平年度 | 個人           | 9 億 0 千万円 | 法人      | 1 億 8 千万円 | 計      | 10 億 8 千万円 |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
|                    | 平年度  |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 個人                 | 9 億 0 千万円  |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 法人                 | 1 億 8 千万円  |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 計                  | 10 億 8 千万円   |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| <p>徴収方法</p>        | <p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。<br/>【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>  <pre> graph TD     subgraph CountyBusinessOperators [県民事業者]         A[給与所得者<br/>雇用主]         B[事業所得者等]         C[法人]     end     A --&gt; D[市町]     B --&gt; D     C --&gt; E[三重県]     D --&gt; E   </pre>   |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| <p>導入時期</p>        | <p>平成 26 年 4 月 1 日より導入</p>   |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| <p>税収の使途</p>       | <p>森林づくりに関連する事業に活用する。<br/>※詳細は、前述のとおり</p>  |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| <p>使途の明確化</p>      | <p>「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。<br/>※詳細は、後述のとおり</p>   |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| <p>評価制度</p>        | <p>「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。<br/>※詳細は、後述のとおり</p>  |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| <p>見直し期間</p>       | <p>施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。<br/>※詳細は、後述のとおり</p>   |                    |     |              |           |         |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |

## 8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなりま

す。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して用途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

## 9. 制度や用途の周知

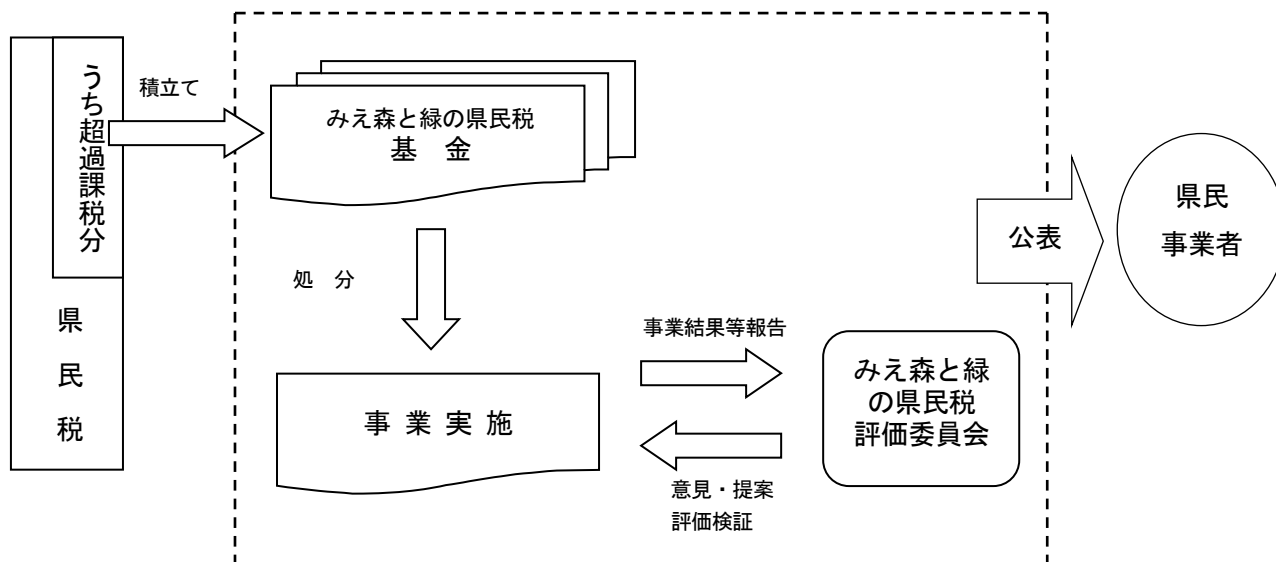
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

## 10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

### <基金造成と評価制度>



## 11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。



# みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

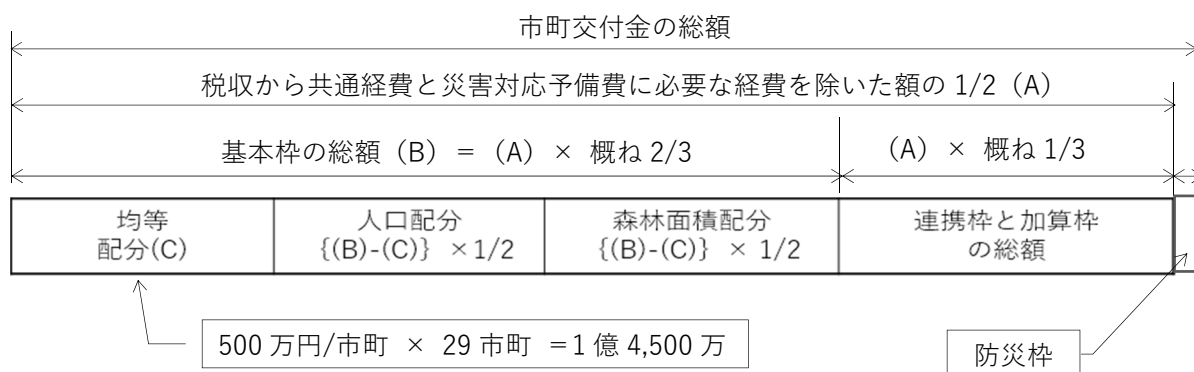
令和2年4月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

## 1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税込から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分※の「基本枠」「加算枠」及び「連携枠」と、災害対策予備費の一部の「防災枠」を市町交付金の総額とします。

（※5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）



## 2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2：1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

|     |  |
|-----|--|
| 基本枠 | 均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。 |
| 連携枠 | 面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。                            |
| 加算枠 | 森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。                           |
| 防災枠 | 防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの要望に応じて配分します。                                 |

#### 1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積=1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

#### 2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

#### 3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

#### 4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から当該市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

### 3. 市町交付金の使い途

#### 1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

| 事業実施の3原則 |  |
|----------|--|
| 【原則1】    | 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。  |
| 【原則2】    | 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。 |
| 【原則3】    | 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。   |

#### 2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

#### 3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

## みえ森と緑の県民税第3期制度

令和5年10月20日

### 1. はじめに

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

平成30年度末には、税導入から5年が経過することから、第1期（平成26年度から平成30年度）の取組状況について評価・検証したうえで必要な見直しを行い、第2期（令和元年度から令和5年度）対策として、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に基づく5つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施してきたところです。

こうした中、令和5年度末には税導入から10年が経過することから、みえ森と緑の県民税条例附則第5項の規定に基づき、第2期の取組状況について評価・検証したうえで、第3期（令和6年度から令和10年度）に向けて必要な見直しを行います。

### 2. 第2期の取組状況

第2期の取組については、みえ森と緑の県民税条例およびみえ森と緑の県民税制度案（平成30年8月）に基づき、2つの基本方針のもと5つの対策（土砂や流木による被害を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、森と人をつなぐ学びの場づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んでいます。また、「市町交付金事業」により、市町において地域の実情に応じた創意工夫のみられる取組が実施されています。

#### (1) 5つの対策ごとの事業実績

| 基本方針                              | 対策区分                    | 県の実績<br>(千円) | 市町の実績<br>(千円) | 合計<br>(千円) | 割合<br>(%) |
|-----------------------------------|-------------------------|--------------|---------------|------------|-----------|
| 基本方針1<br>災害に強い森林<br>づくり           | 1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり | 1,851,288    | 766,308       | 2,617,596  | 61.6      |
|                                   | 2. 暮らしに身近な森林づくり         | -            | 712,726       | 712,726    | 16.8      |
|                                   | 小計                      | 1,851,288    | 1,479,034     | 3,330,322  | 78.4      |
| 基本方針2<br>県民全体で森林<br>を支える社会づ<br>くり | 3. 森を育む人づくり             | 161,515      | 87,367        | 248,882    | 5.8       |
|                                   | 4. 森と人をつなぐ学びの場づくり       | 93,035       | 349,716       | 442,751    | 10.4      |
|                                   | 5. 地域の身近な水や緑の環境づくり      | 58,119       | 170,786       | 228,905    | 5.4       |
|                                   | 小計                      | 312,669      | 607,869       | 920,538    | 21.6      |
| 小計                                |                         | 2,163,957    | 2,086,903     | 4,250,860  | 100       |
| 制度の運営に必要な経費                       |                         |              |               | 33,977     | -         |
| 合計                                |                         |              |               | 4,284,837  | -         |

※事業費については、R元~R4までの実績を合算

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

## (2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題

### (対策1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり)

#### [取組状況]

土砂や流木による被害を出さない森林づくりを進めるため、県では、

- ・ 流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの一定幅の森林における、流木や土砂の流出に対する緩衝機能を高める森林整備等の実施とその効果検証（災害緩衝林整備事業）
- ・ 溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木の搬出・処理（土砂・流木緊急除去事業）
- ・ 効率的な森林管理や災害発生の危険性の高い地域等の客観的な把握等を目的とした、航空レーザー測量の実施によるデータ取得と森林資源解析（森林情報基盤整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、県と連携して、

- ・ 県が実施する災害緩衝林整備事業の整備箇所の周辺森林ほか、環境林や特定水源地域に指定されている森林における、流域の防災機能を強化することを目的とした間伐等の森林整備（流域防災機能強化対策事業）
- ・ 健全な森林の造成・保全を目的とした獣害防止施設の整備等に対する支援（森林再生力強化対策事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・ 県の事業を補完する河川沿いの枯損木等の伐採・搬出など、土石流等の被害を軽減する森林の整備に取り組みました。

#### [各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

##### 【災害緩衝林整備事業】

| 事業費          | 実施箇所数  | 危険木等除去堆積             | 調整伐面積   |
|--------------|--------|----------------------|---------|
| 1,370,783 千円 | 122 箇所 | 12,547m <sup>3</sup> | 465.4ha |

##### 【土砂・流木緊急除去事業】

| 事業費        | 実施箇所数 | 土砂撤去堆積               | 流木撤去堆積            |
|------------|-------|----------------------|-------------------|
| 165,628 千円 | 11 箇所 | 18,608m <sup>3</sup> | 132m <sup>3</sup> |

##### 【森林情報基盤整備事業】

| 事業費        | 航空レーザー測量及び解析 |
|------------|--------------|
| 314,877 千円 | 187,112ha    |

##### 【流域防災機能強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

| 事業費        | 実施市町数 | 整備面積      |
|------------|-------|-----------|
| 594,274 千円 | 13 市町 | 1,336.1ha |

【森林再生力強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

| 事業費       | 実施市町数 | 獣害防止施設等整備延長 |
|-----------|-------|-------------|
| 70,929 千円 | 9 市町  | 107,140m    |

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

| カテゴリー             | 事業費        | 実施市町数 |
|-------------------|------------|-------|
| 土石流等の被害を軽減する森林の整備 | 101,104 千円 | 5 市町  |

（取組事例）

- ✓ 県事業の対象とならない箇所において、山間部溪流沿いや人家に近い河川沿いの危険な倒木・流木を伐採・除去（溪流外に搬出）することで、自然災害の軽減を図った。
- ✓ 県事業で対象とならない箇所において、河川沿いの枯損木等を伐採・搬出し、流木被害の軽減を図った。

〔課題〕

- ・ 日本各地で豪雨被害が発生している中、幸い本県では大きな被害は発生していないものの、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き、県民税を活用した取組と併せて、治山ダムの設置など他の取組とも連携して、災害に強い森林づくりの実現に向けて、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 2 も同様）。
- ・ 航空レーザ測量の実施により得られたデータ等を活用し、災害発生危険性の高い地域等の客観的な把握を進める必要がある。
- ・ 県が実施している災害緩衝林整備事業と市町が実施している流域防災機能強化対策事業について、実施箇所が近接していることから、一体的に整備を実施するなど効率的な事業の実施について検討する必要がある。

## (対策2：暮らしに身近な森林づくり)

### [取組状況]

暮らしに身近な森林づくりを進めるため、市町では、県やライフライン事業者と連携して、

- ・台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採（災害からライフラインを守る事前伐採事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自治会等が行う里山整備に対する支援など、荒廃した里山や竹林の再生
- ・集落や通学路沿いの森林における危険木の伐採など、集落周辺の森林の整備（危険木伐採）
- ・森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費に対する支援など、木質バイオマスの活用
- ・松林を保全するための薬剤の樹幹注入や地上散布など、海岸林の整備

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

### 【災害からライフラインを守る事前伐採事業（市町交付金（防災枠））】

| 事業費       | 実施市町数 | 伐採本数    |
|-----------|-------|---------|
| 42,786 千円 | 10 市町 | 8,890 本 |

### 【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

| カテゴリー                 | 事業費        | 実施市町数 |
|-----------------------|------------|-------|
| 荒廃した里山や竹林の再生          | 88,526 千円  | 11 市町 |
| 集落周辺の森林の整備<br>(危険木伐採) | 392,017 千円 | 18 市町 |
| 木質バイオマスの活用            | 87,435 千円  | 3 市町  |
| 海岸林の整備                | 61,926 千円  | 6 市町  |

### (取組事例)

- ✓ 地域住民の主体的な参加のもと、自治会等が行う地域や生活に密着した緑の環境づくりや里山・竹林の再生活動を支援することで、身近な里山環境の整備と森を支える社会づくりの意識醸成を図った。
- ✓ 集落周辺や通学路等に近接する森林において、危険木の伐採・除去を実施し、暮らしに身近な森林を整備することで、生活環境の保全や暮らしの安全性の向上を図った。
- ✓ 森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費を支援することで、森林所有者による木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の活用と身近な森林の健全化を図った。
- ✓ 松林の公園や景勝地にある松に薬剤を樹幹注入することで、森林病虫害の被害から松を守り、景観の維持を図った。

### [課題]

- ・災害からライフラインを守る事前伐採事業について、第2期の途中（令和2年度）から創設した事業であるため、位置付けを再検討するとともに、取組の拡大が必要である。
- ・道路沿いの危険木の伐採等について、本税の主旨との関連性に十分留意する必要がある。

**(対策3：森を育む人づくり)**

**[取組状況]**

森を育む人づくりを進めるため、県では、

- ・学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営による、森林教育や森づくり活動に対する広域的・総合的なサポート、指導者の養成やその活躍の場の提供、小中学校等における森林教育の出前授業の実施（みえ森づくりサポートセンター運営事業）
- ・小学校向け森林教育プログラムの検討や大人向け森林教育プログラムの開発、木製遊具や玩具に触れ合える常設型の森林教育施設（みえ森林教育ステーション）の認定（森林教育体制整備事業）
- ・森林をフィールドとして子どもたちが仲間とともに主体的に学ぶプログラム（自然環境キャンプ）の作成（みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・保育所や小学校における丸太切り体験や箸づくり、小学校教室の木質化と併せた森林教育、大人を対象とした林業体験など、学校等における森林教育の実施

に取り組みました。

**[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）**

**【みえ森づくりサポートセンター運営事業】**

| 事業費        | 区分            | 実施回数 | 延べ参加人数等                      |
|------------|---------------|------|------------------------------|
| 119,083 千円 | 指導者養成講座       | 38 回 | 466 人                        |
|            | 学校教職員森林環境教育研修 | 4 回  | 56 人                         |
|            | 出前授業          | 58 回 | 小学校 45 校（延べ）<br>中学校 12 校（延べ） |
|            | 森の学校          | 85 回 | 2,558 人                      |

**【森林教育体制整備事業】（令和3年度～令和4年度のみの実施）**

| 事業費       | 区分                 | 回数・箇所数 | 延べ参加人数等  |
|-----------|--------------------|--------|----------|
| 14,940 千円 | 森林教育プログラムの実践講座等の開催 | 11 回   | 134 人    |
|           | 森林教育ステーションの認定      | 14 箇所  | 52,812 人 |

**【みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業】（令和元年度～2年度のみの実施）**

| 事業費      | 自然環境キャンプの実施回数 | 自然環境キャンプの参加人数 |
|----------|---------------|---------------|
| 5,596 千円 | 7 回・26 日間     | 延べ 119 人      |

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

| カテゴリー          | 事業費       | 実施市町数 |
|----------------|-----------|-------|
| 学校等における森林教育の実施 | 87,872 千円 | 23 市町 |

（取組事例）

- ✓ 町内の保育園や小学校において、丸太切り体験や箸づくりなどの森林教育を実施することで、森林に理解のある人づくりを進めた。
- ✓ 市内小学校において、地域の森林・林業関係者を講師に招き、森林のはたらきや大切さ、生活で使われる木材について学んでもらうことで、森林や木材に対する理解を深め、自然を大切にすることを育む人づくりを進めた。
- ✓ 地域の木材を利用した小学校教室等の木質化と併せて、森林環境の保全や森林整備についての森林教育を行うことで、木材の利用や森林づくりへの理解を深めた。
- ✓ 竹を町の地域資源として見つめ直し、工具の貸し出しによる竹あかりを自宅で製作する機会の提供や竹あかりの展示イベントなど、竹を活用したイベントを展開することで、竹林の活用や竹を通じた住民交流、竹に関する知識と理解の促進を図った。
- ✓ 一般（大人）の方を対象に、間伐や集材、木工などの林業体験を実施することで、森林や林業について現場での体験を通して正しく理解してもらい、森林に携わる人材の育成を図った。

〔課題〕

- ・森林づくりに関する県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える人が多い傾向があるなど、県民全体で森林を支える社会の実現に向けて森林教育の取組は非常に重要であることから、引き続き、令和 2 年 10 月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 4、5 も同様）。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、体系的な事業の実施が必要であるほか、事業の成果や効果を可視化し、積極的に発信することが必要である。
- ・育成した森林教育指導者の活動状況の把握や活動機会の確保など、フォローアップする仕組の構築が必要である。



#### (対策4：森と人をつなぐ学びの場づくり)

##### [取組状況]

森と人をつなぐ学びの場づくりを進めるため、県では、

- ・三重県民の森における、森林教育実践フィールドや木製遊具・玩具に触れ合える常設型の森林教育施設の整備（森林教育施設整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・小学校における学校林の環境整備や保育園等への木製玩具や木製遊具の導入など、森林教育が行える場の整備
- ・公共施設への木製備品の導入など、多様な主体が森林や木材とふれあう場の創出

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

##### 【森林教育施設整備事業】

| 事業費       | 三重県民の森みえ森林教育ステーションの利用者数 |
|-----------|-------------------------|
| 93,035 千円 | 11,918 人                |

##### 【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

| カテゴリー             | 事業費        | 実施市町数 |
|-------------------|------------|-------|
| 森林教育が行える場の整備      | 209,661 千円 | 21 市町 |
| 多様な主体が森林とふれあう場の創出 | 146,933 千円 | 12 市町 |

##### (取組事例)

- ✓ 小学校敷地内の雑木林において、歩道やフェンスなど子どもたちが安心安全に学習できる環境と併せて、マップや樹木札の設置など子どもたちが自発的に学習できる環境を整備することで、里山林の維持管理など自然の大切さを学ぶ場を整備した。
- ✓ 保育園等において、木製玩具等の導入と木製遊具の組み立て体験を行い、園児たちが日頃から木材や木製品とふれあう環境を創出することで、木への親しみや木の文化への理解を深めた。
- ✓ 町内の公園施設のカフェにおいて、県産材のテーブル・椅子を導入し、公園利用者が気軽にくつろぎながら木にふれあえる機会を創出した。

##### [課題]

- ・整備した施設は効果的に活用することで事業目的が達成されるため、事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、事業の成果や効果を可視化して積極的に発信するなど幅広く活用されるよう取り組む必要がある。
- ・施設の木造・木質化や木製品の導入については、木材利用の価値や魅力を実感できるような工夫が必要であるとともに、森林づくりとのつながりが受益者に伝わる取組を徹底する必要がある。

## (対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

### [取組状況]

地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、県では、

- ・地域のNPOや団体、市町等との連携による、自然公園の園地や自然歩道等を活用した森林教育のイベントやガイドツアー等の実施とイベントと併せて行う歩道整備や転落防止策の修繕等の環境整備（森林とふれあう自然公園環境整備事業）
- ・生物多様性の推進に必要な基礎的な情報収集とその周知や、自然環境保全団体や専門家と協力した自然環境保全活動の促進（生物多様性推進事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自然公園における歩道整備や森林公園におけるボランティアによる環境整備など、森林の総合利用のための整備

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

### 【森林とふれあう自然公園環境整備事業】

| 事業費      | 自然観察ツアー等の実施回数 | 自然観察ツアー等の参加人数 |
|----------|---------------|---------------|
| 21,418千円 | 30回           | 721人          |

### 【生物多様性推進事業】

| 事業費      | 希少野生動植物種ゾーニングマップ作成 |
|----------|--------------------|
| 24,565千円 | 対象種2種（サシバ、ヒメタイコウチ） |

### 【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

| カテゴリー         | 事業費       | 実施市町数 |
|---------------|-----------|-------|
| 森林の総合利用のための整備 | 170,252千円 | 18市町  |

### (取組事例)

- ✓ 自然公園の園地において、多くの方が散策やウォーキングに訪れる展望台へとつながる遊歩道を改修整備することで、森林や緑と親しむ環境の向上を図った。
- ✓ 市民の憩いの場である森林公園などにおいて、地域住民などのボランティアにより、公園内の倒木等の整理などを実施することで、住民の森林や緑に対する理解をさらに深めるとともに、自然に親しむ豊かな生活環境を創出した。

### [課題]

- ・過去に整備した施設等について、老朽化等が課題となっていることから、森林教育等のフィールドとして安心安全に有効活用するため、森林教育等の実施と併せた再整備が必要である。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、情報発信の強化が必要である。

### (3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するため、各種事務や基金の運用を行うとともに、県民税を活用した事業結果等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」の運営を行いました。

また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、

- ・ 成果報告会の開催と成果報告書の作成
- ・ 県民税のリーフレットなど普及啓発物品の作成・配布
- ・ ホームページや県広報誌、テレビ CM、ラジオ CM、映画館での CM（シネアド）、YouTube における動画広告など多様な媒体を活用した周知活動

などに取り組みました。

[事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

#### 【みえ森と緑の県民税制度運営事業】

| 区分       | 事業費       | 実績  |
|----------|-----------|---|
| 評価委員会の運営 | 33,977 千円 | 13 回  |
| 普及啓発物品等  |           | ポスター：2,850 部<br>チラシ：22,000 部<br>リーフレット 34,000 部<br>成果報告書：4,400 部<br>クリアフォルダ：28,000 枚<br>シール：17,000 枚                |
| 周知活動     |           | テレビ CM（三重テレビ）：放送回数 94 回<br>ラジオ CM（FM 三重）：放送回数 74 回<br>映画館での CM：延べ 15 箇所、放映回数 9,516 回<br>YouTube 動画広告：視聴回数 176,774 回 |

#### [課題]

- ・ 県民税の認知度について、e-モニター制度を活用したアンケートでは 30%程度で推移しているとともに、森林づくりに関する県民意識調査では 19.5%と低い状況であるため、効果的・効率的な周知活動の実施が必要である。
- ・ 第2期の取組が終了を迎える中、税の認知度を高める周知活動はもちろん、森林の大切さや木材の利用意義などについて県民の理解を深めるための取組を進めていく必要がある。

### 3. みえ森と緑の県民税制度の継続

無作為に抽出した県民の皆さん5,000人を対象とした「三重の森林づくりに関する県民意識調査<sup>※1</sup>」（以下、「県民意識調査」という）では、第3期も県民税を活用した取組を継続することについて、88%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見であり、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の継続的な実施が望まれていることが明らかになりました。

これらのうち、「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組み、毎年度約30箇所の災害緩衝林を整備するとともに、第2期から新たに、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することなどを目的とした、航空レーザ測量を活用した森林情報の整備を実施しました。また、市町が主体となって、集落周辺や通学路沿いの危険木の伐採やライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採、荒廃した里山の整備など、「暮らしに身近な森林づくり」に取り組みました。

こうした中、台風の大規模化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しているとともに、大規模地震時の斜面崩壊に伴う土砂ダムの形成も懸念されており、「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高い状況にあります。

また、航空レーザ測量の解析結果から、流木発生の危険性の高い箇所の抽出等<sup>※2</sup>を進めており、今後はこうした解析結果も活用して、緊急度の高い箇所を優先しながら、継続して災害緩衝林の整備など「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組む必要があります。また、中山間地域の高齢化や林業の担い手不足などにより、地域の身近な森林の整備など「暮らしに身近な森林づくり」が依然として課題となっています。

一方、「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、「森と人をつなぐ学びの場づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組み、森林教育の輪が広がるとともに、森林や木材とふれあう場や機会が増加しました。

県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える傾向にあることが明らかとなり、県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であると考えられます。

こうしたことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとします。

※1 ・令和4年7月～8月に実施

・調査には令和6年度から国の森林環境税（個人年額1,000円）が導入される旨を明記  
・2,278件の回答があり、回収率は45.6%

※2 ・航空レーザ測量実施済箇所の解析結果等から流木発生の危険が高い箇所の抽出を行ったところ、県内全域で約1,500流域が流木発生の危険がある流域として推定される。一方、災害緩衝林の整備は平成26年度からの10年間で300箇所（予定）に留まっている。

#### 4. 第3期（令和6年度～10年度）の制度に関する基本的な考え方

県民意識調査や市町・林業関係団体への意見聴取の結果などをふまえ、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

##### (1) みえ森と緑の県民税のしくみ

###### ① 2つの基本方針及び5つの対策

- ・2つの基本方針については、ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第3期も県民税を活用した取組を継続することに賛成する理由について、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」には、長期的・継続的に取り組んでいくべきとの意見が最も多くあったことから、継続することとします。
- ・5つの対策については、多くの市町や林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第2期の主要な取組について、8割以上の方が「とても重要」または「ある程度重要」との意見であったことから、継続することとします。

###### ② 税率・課税方法等

- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。

###### ③ 県による基金の設置

- ・「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなり、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置し、一般財源と区分することとします。

###### ④ 評価委員会の設置

- ・第三者による評価の結果を基に事業の適切な実施やブラッシュアップを図るため、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

##### (2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定するとともに、この条例に基づく「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

平成31年3月に改定した「三重の森林づくり基本計画2019」では、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、県民税を活用した事業も位置付けて、設定した数値目標の達成に向けて取り組むとともに、毎年度、その実施状況を取りまとめて公表していくこととしています。

##### (3) 国の森林環境譲与税との関係

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、平成31年2月13日付けで、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え

方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の用途を棲み分けて、双方を有効に活用しています。

具体的には、「みえ森と緑の県民税」は2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った施策に活用し、「森林環境譲与税」は「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、林業の人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などの林業振興施策を中心に活用しています。

今後、両税の用途を棲み分けながら、両税を有効に活用して森林・林業施策を進めていくこととします。

#### (4) 全国植樹祭の開催に向けた取組

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、毎年各地で開催されている国民的行事（四大行幸啓）であり、県では、令和13年の招致を表明しているところです。

全国植樹祭を三重県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、開催に向けた気運醸成と必要な経費の積立に取り組むこととします。

#### (5) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

税導入の趣旨や他の財源との棲み分けの必要性をふまえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、引き続き、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる内容であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた内容とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする内容でないこと。

## 5. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組状況をふまえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そうした森林づくりを県民全体で支える社会づくりを進める施策の継続が必要であることから、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）に基づく5つの対策を実施します。

### (1) 主な事業

#### ①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

| 対策                      | 対策の基本的な考え方  | 想定事業の例   |
|-------------------------|---|--|
| 1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり | 土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。 | <p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備<br/>           溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を山腹の土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備<br/>           山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去<br/>           治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備<br/>           事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための更新対策<br/>           ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施するとともに、森林の機能を早期に発揮させるための対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p> |

|                        |  |   |
|------------------------|--|---|
| <p>2. 暮らしに身近な森林づくり</p> | <p>生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。</p> | <p>① 荒廃した里山や竹林の再生<br/>放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林整備<br/>ライフライン周辺や人家裏、通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備<br/>水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用<br/>里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸林の整備<br/>防潮・防風・飛砂防止や津波対策等のため、海岸林造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p> |
|------------------------|--|---|

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

| 対策                       | 対策の基本的な考え方  | 想定事業の例  |
|--------------------------|---|---|
| <p>3. 森を育む人づくり</p>       | <p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p> | <p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成<br/>「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成<br/>「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林教育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林教育の実施<br/>学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林教育や野外体験保育等の活動を実施するとともに、大人や企業等を対象として森林教育を展開する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p> |
| <p>4. 森と人をつなぐ学びの場づくり</p> | <p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>       | <p>① 森林教育が行える場の整備<br/>森林教育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林や木材について学び・ふれあう場の創出<br/>都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林や木材について学び・ふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。<br/>また、令和13年の招致を表明している全国植樹祭を見据え、県民をはじめ多様な主体による森林づくり活動の促進やネットワークづくり、森林や木材に親しんでもらうイベントの開催などにより、気運の醸成を進める。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>                                 |



|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| 5. 地域の身近な水や緑の環境づくり | <p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p> | <p>① <b>森林の総合利用のための整備</b><br/>森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備や老朽化した既存施設等の再整備を行う。</p> <p>② <b>生物多様性の保全</b><br/>森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ <b>住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援</b><br/>住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p> |
|--------------------|--|---|

### ③. その他

|     |   |
|-----|---|
| その他 | <p>① <b>みえ森と緑の県民税制度の運営</b><br/>みえ森と緑の県民税評価委員会の運営のほか、制度や使途の周知など、税制度の運営に必要な取組を実施する。</p> <p>② <b>全国植樹祭の開催に向けた基金積立</b><br/>県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、令和13年の招致を表明している全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施する。</p> |
|-----|---|

### (2) 必要となる経費

令和6～10年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

| 基本方針                    | 対 策                     | 5年間で想定される事業費<br>(億円) | 割合<br>(%) |
|-------------------------|-------------------------|----------------------|-----------|
| 1. 災害に強い森林づくり           | 1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり | 26.9                 | 55.2      |
|                         | 2. 暮らしに身近な森林づくり         | 9.9                  | 20.3      |
|                         | 小 計                     | 36.8                 | 75.5      |
| 2. 県民全体で森林を支える社会づくり     | 3. 森を育む人づくり             | 3.5                  | 7.2       |
|                         | 4. 森と人をつなぐ学びの場づくり       | 5.1                  | 10.5      |
|                         | 5. 地域の身近な水や緑の環境づくり      | 3.3                  | 6.8       |
|                         | 小 計                     | 11.9                 | 24.5      |
| 小 計                     |                         | 48.7                 | 100       |
| 共通経費（災害対応予備費、評価委員会の運営等） |                         | 1.3                  | —         |
| 全国植樹祭に向けた基金積立           |                         | 5.0                  | —         |
| 合 計                     |                         | 55.0                 | —         |

### (3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

#### ①市町交付金制度

これまで、市町交付金制度を活用し、地域の実情に応じて創意工夫した様々な事業が県内全域で展開され、令和元年度から4年度までに449事業が実施されました。また、第2期では、県と市町が連携して、流域の防災機能を高めるための面的な森林整備や獣害対策に取り組んだほか、ライフライン事業者とも連携して、ライフライン周辺の危険木の事前伐採を実施しました。このように、この制度は「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けては、引き続き、地域に密着した市町の取組と併せて、県と市町が連携して課題解決に取り組む必要があることから、必要な見直しを講じたうえで、引き続き市町交付金制度を実施します。

#### ②県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で、効果的・効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

|    |   |
|----|---|
| 県  | 基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。 |
| 市町 | 地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。   |

#### ③市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担をふまえ、県と市町の配分は5:5を基本としつつ、市町からの要望に基づいた柔軟な配分を行います。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」を設けます。

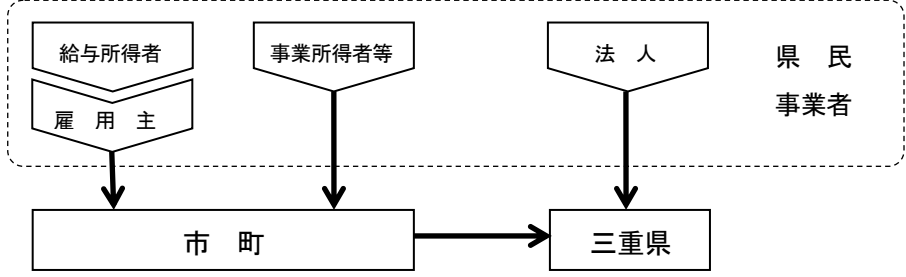
|     |   |
|-----|---|
| 基本枠 | 市町からの要望に基づいて、必要な規模を配分します。<br>※均等配分(各市町へ均等に一定額を配分)、人口配分(市町の人口割合に応じて配分)、森林面積配分(市町の森林面積割合に応じて配分)の3つの配分方法を組み合わせて配分の上限額を設定します。 |
| 連携枠 | 面的な森林整備や獣害対策、ライフライン周辺の危険木の事前伐採など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分します。   |

## 6. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民の皆さんが受けていることから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために必要な費用について、県民の皆さんに幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している全ての府県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

| 課税方式               | 県民税均等割の超過課税  |                    |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
|--------------------|--|--------------------|--------|--------------|-----------|----|-----------|--------|------------|---------|-------|-----------|----------|--------|-----------|----------|--------|--|----------|
| 納税義務者              | <p>【個人】 &lt;納税義務者数約 93 万人&gt;<br/>1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方<br/>ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方<br/>② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方<br/>③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】 &lt;約 4 万法人&gt;<br/>県内に事務所、事業所等を有している法人</p>  |                    |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 税率（年額）             | <p>【個人】 1,000 円</p> <p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額（2,000～80,000 円）<br/>（現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分<br/>(資本金等の額の区分)</th> <th>税 率<br/>(年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超</td> <td>～ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>～ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>～ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td></td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】<br/>必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p> | 区 分<br>(資本金等の額の区分) |        | 税 率<br>(年 額) | 1 千万円以下   |    | 2,000 円   | 1 千万円超 | ～ 1 億円以下   | 5,000 円 | 1 億円超 | ～ 10 億円以下 | 13,000 円 | 10 億円超 | ～ 50 億円以下 | 54,000 円 | 50 億円超 |  | 80,000 円 |
| 区 分<br>(資本金等の額の区分) |  | 税 率<br>(年 額)       |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 1 千万円以下            |  | 2,000 円            |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 1 千万円超             | ～ 1 億円以下   | 5,000 円            |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 1 億円超              | ～ 10 億円以下  | 13,000 円           |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 10 億円超             | ～ 50 億円以下  | 54,000 円           |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 50 億円超             |  | 80,000 円           |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 税収規模               | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>納税義務者</th> <th>税収（年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 1 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 9 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11 億 0 千万円</td> </tr> </tbody> </table>   | 納税義務者              | 税収（年度） | 個人           | 9 億 1 千万円 | 法人 | 1 億 9 千万円 | 計      | 11 億 0 千万円 |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 納税義務者              | 税収（年度）   |                    |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 個人                 | 9 億 1 千万円  |                    |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 法人                 | 1 億 9 千万円  |                    |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |
| 計                  | 11 億 0 千万円   |                    |        |              |           |    |           |        |            |         |       |           |          |        |           |          |        |  |          |

|        |  |
|--------|--|
| 徴収方法   | <p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。<br/> 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>  |
| 導入時期   | 平成 26 年 4 月 1 日より導入  |
| 税収の使途  | 「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に充てる。   |
| 使途の明確化 | 「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てて、使途を明確化する。  |
| 評価制度   | 「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。   |
| 見直し期間  | 施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。  |

## 7. 使途の明確化（基金積立）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、超過課税相当分を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

## 8. 制度や使途の周知

税導入から 10 年が経過する中、県民意識調査の結果では、税の認知度は 19.5%に留まっており、県民の皆さんに対するさらなる周知とともに、事業の成果や効果の発信と併せて、森林の大切さや木材の利用意義について伝えていくことが必要です。また、令和 13 年の招致を表明している全国植樹祭に向けた気運醸成が必要であり、こうした取組と併せて情報を発信していくことも重要です。

こうしたことから、例えば、

- ・さまざまな媒体を活用した広報活動
- ・自然体験に関心のある方などにターゲットを絞った情報発信
- ・事業の地元説明会などの開催を通じた周知活動
- ・全国植樹祭に向けた気運醸成と併せた発信
- ・森林や木材に親しんでもらうイベントの開催

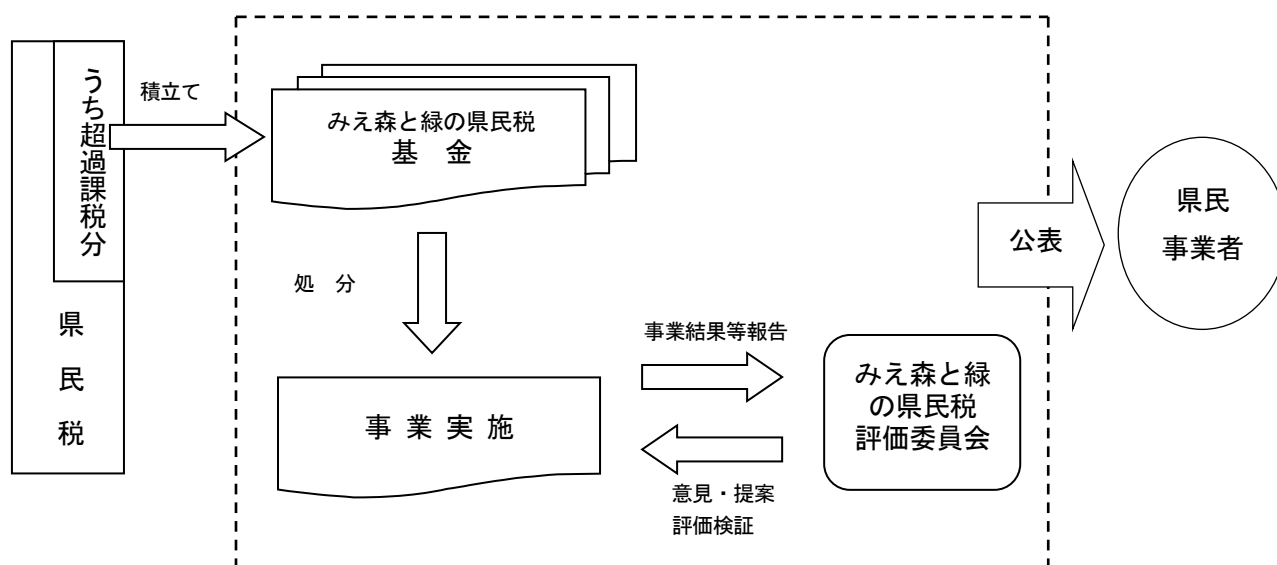
など、これまで以上に取組を強化し、市町や林業関係者とも連携しながら、税の制度や使途の周知はもちろん、事業の成果や効果とともに、森林の大切さや木材の利用意義について発信していきます。

また、森林環境譲与税と棲み分けて活用していることについて、県民の皆さんの理解が得られるよう併せて発信します。

## 9. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆さんに対して公表します。

### <基金積立と評価制度>



## 10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開された段階で、効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

平成 31 年 2 月 13 日

## 三重県における森林環境譲与税（仮称）活用についての基本的な考え方

### 1 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税（仮称）（以下、「(仮称) 省略」）を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

### 2 森林環境譲与税創設の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

### 3 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

- ・市町は、
  - ① 森林の整備に関する施策
  - ② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- ・県は、
  - ① 市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策
  - ② 市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策
  - ③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下の点に留意するものとします。

#### (1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

#### (2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

#### (3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

#### (4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり(「県民全体で森林を支える社会づくり」)に必要な経費に活用することとしており、

「災害に強い森林づくり」として、

- ・ 流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備
- ・ 人家裏や通学路沿いなど集落周辺における危険木の除去 等

「県民全体で森林を支える社会づくり」として、

・森林環境教育・木育に携わる人材の育成、学校等における取組の推進  
・県民の森林への理解を深めるための学びの場づくり 等  
を実施することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

① 森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。

② 人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。

③ 普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。

④ 木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

#### **（5）森林環境譲与税の基金としての積み立て**

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てること



により、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。(ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。)

#### 4 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

##### (1) 林業経営に適さない森林の整備

###### ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備(市町村森林経営管理事業)

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業体等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注<sup>1</sup> 伐採跡地(造林未済地を含む)における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注<sup>2</sup> 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきであります。市町の判断で人工林よりも天然林(広葉樹林)の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注<sup>3</sup> 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の用途としては適さないと考えますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注<sup>4</sup> 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

##### イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します(調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施)
- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班(例えば、林班内の人工林率50%以上等)であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、

持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

#### ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

- ・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

#### エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

#### オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

### （2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

### (3) 普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

### (4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

- ・単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

#### ①「木育」を実施する施設の整備

(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)

#### ②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備

(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等)

#### ③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備

(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等)

など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

### ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

- ・森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

## **(5) 市町の体制の強化**

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

### **ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用**

- ・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費

### **イ 対象業務の委託**

- ・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費

### **ウ 新たな組織の設立**

- ・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。

そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

## 令和6年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会 議事録

開催日程：令和6年7月19日(金)9時から11時25分まで

開催場所：アスト津 4階 アストホール

出席委員：8名

|        |      |
|--------|------|
| 石川 知明  | 委員長  |
| 三田 泰雅  | 副委員長 |
| 井野 和正  | 委員   |
| 木村 京子  | 委員   |
| 谷川 東子  | 委員   |
| 橋本 直行  | 委員   |
| 林 拙郎   | 委員   |
| 森下 ゆう子 | 委員   |

### 1 開会

### 2 あいさつ（農林水産部 部長）

### 3 議事

#### （事務局）

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められています。

本日は、委員10名中、ウェブでの出席を含め、合計8名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

#### （委員長）

本日は、お暑い中、お集まりいただき、ありがとうございます。円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

#### （事務局）

#### 【説明】

#### （委員長）

何かご質問がありましたらお願いいたします。

#### 【質問・意見なし】

(委員長)

それでは、「(1) 令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【資料2-1、2-2に基づき説明】

(委員長)

何かご質問などありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

(委員長)

それでは、令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の事前評価結果及び令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業のうち、議論する事業・市町について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-1、3-2に基づき説明】

(委員長)

何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

(委員長)

それでは、選定した事業・市町のうち、「みえ森と緑の県民税制度運営事業」について、説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-2に基づき説明】

(委員長)

何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

(委員)

1点目として、県民税の認知度について、e-モニターアンケートのモニターの募集方法が変更になったということですが、数字の変化に影響があったか。また、あったとすれば、どのようなものか、県としてそれをどのように考察していますでしょうか。

2点目として、普及活動の中で、アウトドアイベントでの情報発信として、「住まいと暮らしの総合フェア2023」で情報発信をしたということですが、このイベントはアウトドアイベントなのか分かりにくいことから、補足で説明をお願いします。

**(事務局)**

1点目につきまして、令和4年度までは、県がモニターを抽出しアンケートを行っていましたが、令和5年度からは、モニター会社が保有するモニターを活用したアンケートに変更になりました。この調査方法の変更により、モニター層にばらつきが生じ、このような結果になったと推測しています。

2点目につきましては、「住まいと暮らしの総合フェア2023」において、アウトドア関連のブースがセッティングされており、その中の1ブースとして出展いたしました。

**(委員)**

e-モニターアンケートのモニターの募集方法については、変更して1年目ということで、これから認知度の数字の推移を注視し、分析しながら進めていただきたいと思います。

**(委員)**

「TVerでのCM配信」の配信期間が1ヶ月になっていますが、それは予算の関係でしょうか。

**(事務局)**

予算の関係上、委託業者と効果的な時期について相談しながら、1ヶ月に絞って実施しました。

**(委員)**

普及啓発のためプラスチックのクリアファイルなどを配布していると思います。みえ森と緑の県民税は、木材を使っていく文化を大事にするという意味もあり、脱プラスチックが進むなか、こういうものを削減して、インターネットなど若者が見ているような媒体を活用した普及啓発に多くの予算を充てるのも一つの方法ではないかと思います。

**(事務局)**

プラスチックのクリアファイルにつきましては、その中にチラシを入れてお配りすると、チラシを取っていただきやすい効果があります。また、フォトコンテストの入賞写真を広く県民の皆さんにご覧いただきたいことから作成しています。今後も若者に届くような普及啓発の方法を検討していきたいと思います。

(委員長)

認知度の状況については、私も意見を書かせていただきましたが、やっぱり2割、3割というのはちょっと低いと思います。今後は、現状についていろいろ分析いただいて、有効な手だてを打っていただけたらと思います。

【休憩】

(委員長)

次に、議論する市町について、まず、伊勢市の取組について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-2に基づき説明】

(委員)

ウッドデッキについて、木材にとって条件が悪いところに設置しているように見えます。ウッドデッキが、この池の適正な位置にあるかなどを示す、現場の様子が分かる図面や写真などの資料はありませんでしょうか。

(事務局)

全体の状況を示す図面や写真などを伊勢市から取り寄せ、お示ししたいと思います。

(委員長)

この事業については、私も意見を書かせていただき、手すりがないものを設置していいのかということについて、疑問が残りました。

事前評価の資料には、今回追加でいただいた資料のような情報をしっかりと記載していただかないと評価のしようがありません。事前評価の資料については、きちんと作成していただきたいと思います。

(事務局)

事前評価の資料について、中には分かりづらいものもあったかと思っています。県としましても、コロナの影響等もあり市町と十分な対話ができなかったところもありましたので、今後は改善に向けて相談をしまして、十分に意識し対応していただけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

(委員)

私が評価した市町においても、NPO等に委託する事業で、全体の金額が書いてあるだけという事業がいくつかありました。内訳のようなものがないと評価ができないと思いますので、資料の充実をお願いしたいと思います。



**(事務局)**

評価していただく際、不十分な資料では、評価がしにくいというえ、手戻りが多くなると考えています。県としましても、現状の改善に向けて取り組んでいきたいと思ひます。

**(委員長)**

次に、東員町について、ご説明お願いします。

**(事務局)**

(資料3-2に基づき説明)

**(委員長)**

何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

**(委員)**

町民の皆さんにもっと木とふれあう機会を作るという意味では、もう少し工夫が欲しいと思ひました。

いろいろなことを参考にして、写真を撮影する場の提供を行っていただいたと思ひますが、フォトフレームの設置だけだとあまりに弱いので、そこからどうしていかってというところを、今後考えて発展させていただきたいと思ひます。

**(委員)**

県民税の活用を示す木製のプレートがフォトフレームに貼ってありますが、とても小さく、県民の皆さんの目に留まらないと思ひます。

この事業だけでなく、他の市町の事業にもあてはまりますが、木製品に県民税の焼き印をつけるなど、表示しているだけのようによ受けとめる案件が多いと思ひました。納税は義務ですので、県民の皆さんは当然納税しますが、どのように使われているか分からない人が大多数だと思ひます。しかし、県民税がこういうふうに使われているというのが目に見えたときに、税金に対する意識や評価も変わってくると思ひます。表示するだけではなく、今後はもっとアピールできるような方法でのPRをお願いしたいと思ひます。

**(事務局)**

木製プレートのみので情報発信だと非常に分かりにくいと思ひています。今後は、先ほどの情報発信の工夫や発展性などのご意見をふまえ、フォトフレームの有効活用に向けて、働きかけを行っていただけると考えています。

**(委員長)**

木製品を導入する事業が多いですが、市町は、それだけで情報発信したと受け取っているように感じるがあります。

当然、税の使途に関する情報発信については必要ですが、何のために税を取って、何のためにこれに使ったかっていうのを最終的には発信していただきたいと思っています。県民税も第3期に入りましたので、そういう取組に進む時期だと考えます。

(委員長)

次に、朝日町につきまして、説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-2に基づき説明】

(委員長)

何かご質問ご意見ありましたらお願いします。

(委員)

整備を進めるビオトープについて、周辺に樹木を植栽し樹林を設けるなど、市町へアドバイスをしたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

ご提案いただいた内容について、朝日町において検討いただくよう説明していきたいと思います。

(委員)

事前評価の資料には、県民税を活用して、今後どのようなビオトープを作っていくのかの全体像を示す図面や写真などの情報がありませんでした。

これから作ろうとしているビオトープの全体像が分からずに、単年度の取組を部分的に示されても、それが有効活用されているのかの判断はできません。

事前評価の時点で、今回追加でいただいた資料のような情報をいただきたいと思います。

また、ビオトープを整備する場所は、森林とかけ離れた感じのイメージを持つような場所で、県民税とのつながりがわかりにくいので、樹木を植えていただくなど、森林や樹木との関わりを見せる形で計画していただくと、県民の皆さんに分かりやすくなると思います。

(委員)

ビオトープが完成したら看板が設置されるということで、その看板には期待をしています。ビオトープの持つ意味とか意義をしっかりと伝えていただくことが大事かと思っています。また、ビオトープになぜウッドデッキが必要なのかということも、伝えていただけると作っていく価値があると思います。

(事務局)

委員の皆さんに評価をしていただくにあたって、事前評価の資料をしっかりと整える必要があります。また、県民税事業の実施を通じて、県民の皆さんの森林や自然環境の保全に対する意識の醸成につなげていくことが重要であると考えています。

今後は、県民税の目的や趣旨、委員の皆さんからいただいたご意見などについて、市町の皆さんに共通の認識を持っていただき改善につなげられるよう、丁寧な対話を行っていきたいと思います。

(委員長)

続きますして、明和町の取組について、説明をお願いいたします。

(事務局)

【資料3-2に基づき説明】

(委員長)

何かご意見ご質問あればお願いします。

(委員)

木製ブースについて、授乳施設、古代衣装試着体験のフィットルーム、ベビールームとして活用するとありますが、どのように活用するのでしょうか。

(事務局)

木製ブース自体をテントで覆い、授乳施設やフィットルームとして活用しています。また、ベビールームについては、お子さんのおむつを替えたりする場所として、簡易ベッドのように活用しています。

(委員)

木製ブースについて、これが、木材で作られていなければならないものなのかというところは、少し違和感を持ちました。県民税を活用して導入したのであれば、ブースの中に県民税の活用の一環であるということを分かりやすく示すなど、情報発信としての活用に力を入れていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

県民の意識調査の中でも、小さい頃から木や森林にふれあうことで、森林に対する意識が高まるという調査結果もありますので、そういったことも含めた形での普及啓発について、市町に働きかけていきたいと思っています。

**(委員長)**

それでは事務局で選定した事業・市町に関する議論を終了します。次に、選定した事業・市町以外について、議論する時間を設けたいと思います。

委員の皆様方で、選定されなかったものについて、何かご意見などございましたら、お願いいたします。

**(委員)**

大台町の「集落周辺等危険木伐採事業」について、1号箇所においては、246本の危険木の伐採、2号箇所においては、危険木の伐採にあわせて、7.07haの間伐が行われています。この間伐について、どのような作業が行われたかについて教えてください。

**(事務局)**

危険木伐採については、人家に影響を及ぼす恐れのある樹木を、特殊伐採技術等を用いて伐採するものです。

間伐については、集落沿いのエリアにおいて、通常の間伐を行い、下層植生の生長を促すというような作業を行っています。

**(委員)**

スギ、ヒノキなどの人工林以外も、危険木伐採の本数に入っているんですか。

**(事務局)**

間伐については、スギ、ヒノキなどの人工林のみになります。

**(委員長)**

「危険木伐採」を行う当事業で、間伐という作業が当てはまるのでしょうか。事業名が危険木伐採であれば、対象は木だと思います。これから危険になる可能性がある森林を間伐するのは、そもそもこの事業の対象なのでしょう。県として、「危険木伐採」の定義は行っていないのですか。

**(事務局)**

危険木伐採の取組は、他の市町においても実施していますが、こちらにつきましては、市町が事業名や事業内容を決め、危険木伐採の定義も各々で行っており、県において、これまで危険木伐採の定義は行っていません。

大台町としましては、まず、単木伐採を行ったうえで、過去の災害をふまえ、民家周辺の森林の健全化を進めないと災害につながる恐れがあるとして、民家周辺の密になったスギ、ヒノキの人工林の間伐について、危険木伐採の事業の中にメニューとして取り入れていったものと考えています。

**(委員長)**

分かりました。ただ、評価委員として、これだけの間伐が危険木伐採の事業として必要なのかなどの効率性の評価を行う際、いや市町が判断してるんですってということになると、評価の意味がどうなのかっていうことになります。

事業において、間伐が必要なのであれば、きちんと図面とか写真を添付すべきであり情報不足であると思います。私も、何年か評価委員を務めてきましたが、報告書が貧弱すぎると感じます。委員としては、評価するものは報告書以外ありません。報告書に記載いただかないと評価ができませんので、それをきちんと市町の方には認識していただいて、資料を作成していただきたいと思います。このことは以前から指摘していますので、是非とも徹底していただきたいと思います。

その他、取り上げる事業などがございましたら、お願いします。

**(委員)**

人家裏における急傾斜地の危険木伐採について、樹木の根元から伐採してしまうと、広葉樹でも5年から10年で根が腐朽し、斜面が不安定になってしまいます。危険木伐採を実施した結果、台風で人家が被災するなどの事案が発生してはならないと思います。危険木の伐採を行う際は、根が枯死しないよう配慮した伐採を行う必要があります。このことについては、危険木伐採の事業全般に当てはまると思いますので、市町へは、きめ細かな技術的な助言を行っていただきたいと思います。

**(委員長)**

このことについては、以前の評価委員会においても指摘していると思います。危険木伐採に伴って斜面が不安定にならないよう配慮した施業を進めていただきたいと思います。

他、何かありますか。

**(委員)**

大紀町の「水道水源林町有林化事業」において、水源かん養林を購入していますが、自分たちの土地の将来を見据え、水を確保するというデザイン性のある事業で、非常に感銘を受けました。

自分たちのカバーできる森林を増やす、そして将来に向けて水を確保していくこの取組は非常に重要だと思います。他の市町においても伐採に主眼を置いた事業のみならず、このような事業に取り組んでいくことも大事だと思います。

**(委員長)**

他、何かありますでしょうか。

(委員)

「未利用間伐材バイオマス利用推進事業」について、間伐した山から搬出する木材の量に制限などは行っているのでしょうか。

(事務局)

当事業は、他事業などの基準に則って既に間伐が行われた森林において、搬出されずに林地に残っている木材を搬出するという仕組みになっています。搬出量に制限は設けておらず、森林所有者などができる範囲において、バイオマス材として搬出していただいています。

(委員)

林業従事者から見ると、ヘクタールあたりの木材搬出量が多いと感じますがいかがでしょうか。

(事務局)

面積については、実測値でない場合もあり、面積と木材搬出量の関連性はないものと考えています。間伐については、他事業における基準に則って適切に行われていると考えています。

(委員長)

これで予定していた議事はすべて終了いたしました。それでは事務局の方にお返しいたします。

(事務局)

【事務連絡】

(農林水産部 次長)

【閉会挨拶】

【閉会】